

# 神奈川県監査委員公表第1号

## 監査の結果に関する報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成28年1月12日

神奈川県監査委員	真 島 審 一
同	高 岡 香
同	太 田 真 晴
同	小 川 久仁子
同	茅 野 誠

### 第1 監査の種別及び実施箇所数

随時監査を出先機関10箇所について実施した。

### 第2 監査実施期間

平成27年9月29日から同年12月8日まで

### 第3 監査の結果

#### 1 挿完的財務監査

平成26年度の財務に関する事務の執行について、定期監査において指摘が認められ、その後の対応等を補完的に調査した次の出先機関5箇所では、監査の結果、4箇所において不適切事項又は要改善事項が認められた。

このほか、今回の出先機関の監査において、出先機関の事務に係る本庁機関の課（以下「本課」という。）の事務指導に不備があったため、当該本課を指摘した要改善事項が1件認められた。

##### (1) 不適切事項又は要改善事項が認められた監査実施箇所（4箇所）

###### ア 政策局

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県湘南地域 県政総合センター	平成27年12月8日 (平成27年8月19日職員調査)	(不適切事項) 補助金交付事務において、平成25年度及び平成26年度の補助営林道整備事業補助金の補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の仕入控除税額の内容の確認が不

		十分であったため、補助金 102,000 円を過大に交付していた。
--	--	-----------------------------------

イ 保健福祉局

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県厚木保健 福祉事務所	平成 27 年 11 月 24 日 (平成 27 年 9 月 2 日 職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、生活保護世帯学習支援・居場所づくり事業業務委託契約（契約金額 2,562,171 円）の締結に当たり、概算払に係る精算後の契約金の取扱い及び委託業務従事者の資格要件に係る確認手続を定めていなかった。

ウ 県土整備局

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県横浜川崎 治水事務所川崎治 水センター	平成 27 年 10 月 21 日 (平成 27 年 8 月 26 日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、河川使用料 2 件、3,950 円、公園使用料 1 件、16,956 円について、神奈川県財務規則で定める督促状を発行していなかった。

エ 教育委員会

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県立体育セ ンター	平成 27 年 10 月 21 日 (平成 27 年 8 月 20 日職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、公務出張に当たり、人事給与システムによる所定の手続を行わなかったため、旅費 13 件、2,600 円を支給していなかった。

(2) 不適切事項及び要改善事項が認められなかった監査実施箇所（1 箇所）

環境農政局

神奈川県自然環境保全センター

(3) 要改善事項が認められた本庁機関

監査の結果、本庁機関の事務指導に改善の必要があると認められた 1 件の要改善事項に係る 1 本庁機関は次のとおりである。

総務局

課(室)名	要改善事項
財政部財政課	<p>「補助金交付事務における補助金関係書類の整理保管を義務付ける期間に関する件」</p> <p>県単補助金の返還請求権の消滅時効を 10 年としているにもかかわらず、補助金交付要綱（準則）において、補助事業者に対する補助金関係書類の保管の義務付けの期間を一律 5 年としていた。</p> <p>補助金交付事務において、県単補助金の返還請求権の消滅時効は、国庫補助金の返還請求権の消滅時効の 5 年と異なり 10 年とされており、当該事務の所管課である総務局財政部財政課（以下「財政課」という。）もその旨県機関あて周知しているところである。</p> <p>一方、財政課は補助金の交付者である県所属が作成する補助金交付要綱の規範として、補助金交付要綱（準則）を制定しているが、補助金交付要綱（準則）においては、補助金の国庫、県単の別にかかわらず、補助事業者に対する補助金関係書類の整理保管の義務付けの期間を一律 5 年としている。</p> <p>現在の補助金交付要綱（準則）の規定においては、県単補助金の補助金交付事務を行う本件以外の県所属の各補助金交付要綱においても、返還事由が生じた場合の本件補助金と同様に消滅時効が完成する前の返還請求権の行使を補助金関係書類の散逸を理由として困難たらしめる状況が強く懸念され、内部統制が不完全な状況と言えることから、補助金交付要綱（準則）の改正、その他内部統制の改善が必要であると認められる。</p>

## 2 年度末財務監査

平成 26 年度の財務に関する事務の執行について、定期監査実施後の年度末の執行状況を調査した次の出先機関 5 箇所では、監査の結果、3 箇所において不適切事項又は要改善事項が認められた。

### (1) 不適切事項又は要改善事項が認められた監査実施箇所（3 箇所）

ア 環境農政局

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県農業技術センター	平成 27 年 10 月 28 日 (平成 27 年 9 月 10 日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、定期刊行物の購入（契約金額 12,000 円）に当たり、納品検査時期が著しく遅れているものがあった。

イ 県土整備局

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県藤沢土木事務所	平成 27 年 10 月 21 日 (平成 27 年 9 月 4 日 職員調査)	(不適切事項) 庶務事務において、公務出張に当たり、人事給与システムによる所定の手続を行わなかったため、旅費 39 件、7,800 円を支給していなかった。
神奈川県厚木土木事務所	平成 27 年 10 月 21 日 (平成 27 年 9 月 9 日 職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、行政財産の目的外使用許可に伴う光熱水費の立替収入（平成 27 年 3 月使用実績分）の調定に当たり、電気料 2 件、47,439 円について、収入年度を誤っていた。

(2) 不適切事項及び要改善事項が認められなかった監査実施箇所（2 箇所）

- ア 政策局  
神奈川県県央地域県政総合センター
- イ 県土整備局  
神奈川県厚木土木事務所東部センター